



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年4月16日火曜日 第501号

## ◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の採用試験.....	(行政経営課) ...	323
特別保護地区の指定案の縦覧(2件).....	(自然保護課) ...	323
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	324
解除予定保安林.....	( " ) ...	324
土地改良区の定款変更の認可(2件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	324
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	324
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	( " ) ...	325

### 選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体.....	(選挙管理委員会) ...	325
-------------------------------------	---------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第352号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和6年4月16日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和6年5月18日(土)0時から 令和6年5月21日(火)24時の間 で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和6年5月25日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

### ○愛媛県告示第353号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央森林林業振興班において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

令和6年4月16日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定しようとする特別保護地区

##### (1) 名称

三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区

##### (2) 区域

四国中央市金砂町小川山柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから金砂湖の常時満水位の貯水線南岸に沿ってほぼ南西に進み、奥谷橋を經由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、旧小川橋跡を經由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、平野橋南端

に至り、同橋を渡り、金砂湖北岸に出て、ここから同岸に沿ってほぼ北東に進み、同えん堤東端に至り、同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域

#### (3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

#### (4) 保護に関する指針の案

三島嶺南鳥獣保護区のうち、鳥獣、特に水鳥の生息、繁殖等の場所となっている湖水面を特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図る。

#### 2 意見書の提出等

##### (1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

##### (2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課  
東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央森林林業振興班

○愛媛県告示第354号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び中予地方局農林水産振興部森林林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

令和6年4月16日

愛媛県知事 中村時広

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

伊予市中山町佐礼谷の仁生川橋西端を起点とし、ここから県道広田双海線を南西ないしほぼ西に進み、犬寄部落に至る。ここから通称赤海山の稜線を北東に進み、市道赤海線と県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南ないし南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

佐礼谷鳥獣保護区のうち、北部の特に良好な鳥獣の生息地となっている区域について、特別鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課  
中予地方局農林水産振興部森林林業課

○愛媛県告示第355号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年4月16日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市朝倉下乙170の2、乙171の1、乙171の2、乙172の1、乙172の2、乙173の1、乙173の4、乙174、乙180、乙187、乙188の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

朝倉下乙170の2・乙174・乙180・乙187・乙188の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第356号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年4月16日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市立川町268番7

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市久米地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年4月16日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

○愛媛県告示第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市立待堰土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年4月16日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

○愛媛県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年4月16日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	木田 守一	宇和島市津島町浦知427
"	山本 湧太	宇和島市津島町近家1112-7
"	坂本 順作	宇和島市津島町岩松1905
"	山下 保志	宇和島市下波3755
"	魚崎 泰郎	宇和島市津島町北灘乙1912
"	河野 昌朋	宇和島市吉田町白浦1439
"	藤岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	梅村 健則	宇和島市津島町近家甲209-18
"	細川 陽一	宇和島市津島町北灘丁1208

監 事	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253
"	武 田 誠 樹	宇和島市津島町下畑地甲1283 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 田 誠 樹	宇和島市津島町下畑地甲1283 - 3
"	木 田 守 一	宇和島市津島町浦知427
"	山 本 湧 太	宇和島市津島町近家1112 - 7
"	山 下 保 志	宇和島市下波3755
"	魚 崎 泰 郎	宇和島市津島町北灘乙1912
"	河 野 昌 朋	宇和島市吉田町白浦1439
"	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209 - 18
"	細 川 陽 一	宇和島市津島町北灘丁1208
監 事	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253

"	青 山 満 喜	西宇和郡伊方町中浦160番地
"	藤 淵 昭 一	西宇和郡伊方町大江56番地
"	山 下 三 郎	西宇和郡伊方町名取735番地
"	井 上 富 士 大	西予市三瓶町有太刀141番地
"	酒 井 宇 之 吉	西予市明浜町依津 3 番耕地62番地
"	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	高 田 博 行	宇和島市吉田町法花津 7 番耕地412番地17
"	大 城 一 郎	八幡浜市若山 1 番耕地44番地 1
"	岡 原 文 彰	宇和島市丸之内 1 丁目 6 番 5 号
"	管 家 一 夫	西予市宇和町卯之町 1 丁目257番地
"	高 門 清 彦	西宇和郡伊方町川永田甲203番地
監 事	氏 原 邦 弘	宇和島市高串 2 番耕地2205番地
"	浅 野 隆 徳	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地816番地
"	石 田 修	八幡浜市五反田 1 - 620 - 7

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 田 浩 志	八幡浜市向灘832番地 2
"	清 水 稔	八幡浜市保内町宮内 6 番耕地373番地 1
"	井 上 富 士 大	西予市三瓶町有太刀141番地
"	酒 井 宇 之 吉	西予市明浜町依津 3 番耕地62番地
"	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	高 田 博 行	宇和島市吉田町法花津 7 番耕地412番地17
"	大 城 一 郎	八幡浜市若山 1 番耕地44番地 1
"	岡 原 文 彰	宇和島市丸之内 1 丁目 6 番 5 号
"	管 家 一 夫	西予市宇和町卯之町 1 丁目257番地
"	高 門 清 彦	西宇和郡伊方町川永田甲203番地
監 事	川 上 吉 嗣	西予市明浜町高山甲1380番地

○愛媛県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年4月16日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 田 浩 志	八幡浜市向灘832番地 2
"	清 水 稔	八幡浜市保内町宮内 6 番耕地373番地 1

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

政 治 団 体 の 名 称	代表者及び会計責任者の氏名		主 たる 事 務 所 の 所 在 地
	代 表 者	会 計 責 任 者	
城村トキ子後援会	石 山 眞 佐 江	高 松 久 代	伊予郡松前町大字浜1157 - 5